

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【公表番号】特表2013-517999(P2013-517999A)
 【公表日】平成25年5月20日(2013.5.20)
 【年通号数】公開・登録公報2013-025
 【出願番号】特願2012-550348(P2012-550348)
 【国際特許分類】

B 6 5 D 51/16 (2006.01)

B 6 5 D 81/26 (2006.01)

B 6 5 D 30/24 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 51/16 B R Q C

B 6 5 D 81/26 B S F A

B 6 5 D 30/24

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月27日(2014.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気密容器のための生分解性一方向ガス抜き弁であって、
 弁体と、

第1の作動位置と第2の作動位置との間で可動な一方向弁部材とが設けられており、該一方向弁部材が前記弁体に配設されている形式のものにおいて、

前記弁体が生分解性材料から形成されており、前記可動な一方向弁部材が、少なくとも1つの生分解性材料と少なくとも1つの非生分解性材料との組合せを含むことを特徴とする、気密容器のための生分解性一方向ガス抜き弁。

【請求項2】

少なくとも1つの生分解性材料と、少なくとも1つの非生分解性材料との前記組合せが、

可動な一方向弁部材の重量に関して70質量%以上かつ99質量%以下の前記少なくとも1つの生分解性材料の量と、

可動な一方向弁部材の重量に関して30質量%以下かつ1質量%以上の前記少なくとも1つの非生分解性材料の量とを含む、請求項1記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項3】

前記可動な一方向弁部材を形成する前記少なくとも1つの生分解性材料の量が、前記可動な一方向弁部材の重量に関して80質量%であり、前記少なくとも1つの非生分解性材料の量が、前記可動な一方向弁部材の重量に関して20質量%である、請求項2記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項4】

前記可動な一方向弁部材が、厚さを有しておりかつ第1の面及び第2の面を規定しており、前記第1の面及び/又は前記第2の面が、少なくとも1つの非生分解性材料によって形成されたカバー層によって少なくとも部分的に被覆されている、請求項1から3までのいずれか1項記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 5】

少なくとも1つの非生分解性材料によって形成された前記カバー層が、 $0.5\ \mu\text{m} \sim 2.5\ \mu\text{m}$ の厚さを有する、請求項4記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 6】

前記可動な一方向弁部材が、 $0.01 \sim 1.2\ \text{mm}$ の厚さを有する、請求項1記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 7】

前記弁体が、穴を有するベースプレートを有し、前記可動な一方向弁部材が、前記穴を閉塞するために、前記第1の作動位置において前記ベースプレートに当接する、請求項1から6までのいずれか1項記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 8】

前記ベースプレートと前記可動な一方向弁部材との間に、別の生分解性材料から形成された粘性層が配置されている、請求項7記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 9】

前記ベースプレート(5)に閉鎖固定された、ガス抜き穴を有するキャップが設けられており、該キャップが生分解性材料から形成されている、請求項7記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 10】

前記ベースプレートが、フィルタを収容するためのハウジングと、対向作用する突出部とを有しており、前記可動な一方向弁部材が、前記位置において、前記対向突出部によって前記ベースプレートに対して押し付けられており、前記対向突出部及び前記フィルタが前記生分解性材料から形成されている、請求項7記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 11】

前記弁体、前記可動な一方向弁部材、前記プレート、前記キャップ及び/又は前記対向突出部を形成する前記生分解性材料が、コーンスターチ、いも粉又は合成生体高分子及び/又はこれらのあらゆる組合せのような、EN13432に従う生分解性材料を含むグループから選択されている、請求項10記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 12】

前記粘性層を形成する生分解性材料が、植物油であり、前記フィルタを形成する生分解性材料が、ろ紙である、請求項8及び10記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 13】

前記非生分解性材料が、前記容器内の製品から放出されたガスと反応しないように及び/又は無反応であるように適応されたあらゆるタイプのポリマ材料であり、前記カバー層の前記非生分解性材料が、疎水性材料又は保護コーティングを含むグループから選択されている、請求項4記載の一方向ガス抜き弁。

【請求項 14】

一方向ガス抜き弁を有しており、該一方向ガス抜き弁が、請求項1から13までのいずれか1項記載の一方向ガス抜き弁であることを特徴とする、気密容器。

【請求項 15】

前記容器を形成する材料が、コーンスターチ、いも粉、セルロース、マターピー及び/又はこれらのあらゆる組合せのような、EN13432に従う生分解性材料のグループから選択されている、請求項14記載の気密容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本開示によれば、この課題は、請求項1に記載された、芳香性又は香り付きの製品の容器のためのガス抜き弁によって達成される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

つまり、本開示は、生分解性材料から形成された容器のための生分解性ガス抜き弁を提供する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本開示は、現時点で利用可能な形式の非分解性材料から形成されたガス抜き弁と同じ機能的特徴及び特性（重量、開放圧力、閉鎖圧力、空気流、容器のラミネートに対するシール性等）を保證することができる、生分解性材料から形成された一方向ガス抜き弁を提供することである。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

1つの実施の形態において、一方向ガス抜き弁2は、ヒートシール（熱融着）又は超音波技術によってこのような穴3の下側に関連させられている。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

1つの実施の形態において、弁体2Aはベースプレート5とキャップ6とを有し、キャップ6は、ベースプレート5に閉鎖固定させられておりかつガス抜き穴6Aを有する。